原動機付自転車（125cc または 1.0kW 以下）の登録手続きに必要なもの

原動機付自転車をご登録する際は、以下の書類をご用意ください。

1　軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（以下「標識交付申請書」）

◎法人（会社等）が世田谷区で初めて原動機付自転車を登録する際には、住所（所在地）・定置場住所（区内）を確認できるものが別途必要となります。
例：着信郵便物、住所・会社名が明示された公共料金の領収書など

◎事情により世田谷区に住民登録ができない方が世田谷区内に原動機付自転車等を置かれる場合は、住民登録をしている住所が確認できるもの（例：住民票、免許証）と、原動機付自転車を置いている住所を確認できるもの（例：駐車場契約書、アパート賃貸契約書、公共料金の請求書、到達郵便物など）が必要になります。

2　登録理由ごとに下記の書類をお持ちください。

（1）販売店から購入した場合
①販売証明書

（2）他人から譲り受けた場合（前所有者が廃車の手続きをしている）
①廃車申告受付書②譲渡証明書

（3）他の市区町村の人から譲り受けた場合（前所有者が廃車の手続きをしていない）
①他の市区町村のナンバープレート②標識交付証明書③譲渡証明書

（4）世田谷区の人から譲り受けた場合（前所有者が廃車の手続きをしていない）
①世田谷区のナンバープレート②標識交付証明書③譲渡証明書④廃車申告書

（5）他の市区町村から転入の場合（前住所地で廃車手続きをしている）
①廃車申告受付書

（6）他の市区町村から転入の場合（前住所地で廃車手続きをしていない）
①他市区町村のナンバープレート②標識交付証明書

（7）当区ナンバープレートの取替え（紛失・破損）
①ナンバープレート（破損時は残った部分）②無い場合は、標識弁償金（200 円）
③標識交付証明書

（8）排気量の変更など、改造車の登録
ナンバープレート、標識交付証明書、改造証明書
＊整備士の資格をお持ちでない方が改造を行った場合には、この他にも必要書類がございます。詳細については課税課管理係までご連絡下さい。

※上記の書類により、種別（車種）の特定ができない場合は、別途書類の提出が必要な場合があります。

3　届出する方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

世田谷区では、区民の方の個人情報の保護を徹底するため、軽自動車税（種別割）の申告書を提出される際、窓口にて届出者の方のご本人様確認をさせていただいております。
お手数ですが、ご理解ご協力をお願いいたします。

４　書類等について

☆印の付いた書類は世田谷区ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

標識交付申請書（☆）　・・・原動機付自転車を登録する際に記入していただく申請書です。

廃車申告書（☆）　・・・原動機付自転車を廃車する際に記入していただく申告書です。

販売証明書　・・・原動機付自転車を販売店で購入した場合に発行されます。以下の項目が記載されていることをご確認ください。

「販売日」、「販売者の氏名（名称）及び住所」、「購入者の氏名（名称）及び住所」、「車名（メーカー名）」、「車台番号」、「総排気量または定格出力」

※特定小型原動機付自転車の場合は、上記に加え、車種の記載が必要です。標識交付申請書内の販売証明書欄を使用する場合は、欄内の「特定原付」部分へのチェックが必要です。

廃車申告受付書　・・・廃車の届出をした際に発行されます。（通称、廃車証明書）

標識交付証明書　・・・原動機付自転車を登録した際にナンバープレートと一緒に交付されます。

譲渡証明書（☆）　・・・車両を譲渡する場合に前所有者が作成してください。

例：便箋などの用紙に譲渡証明書と書き、誰（前所有者氏名、住所、電話番号）から誰（新所有者氏名、住所）に何（車種、車台番号）を譲渡するかを記入する。

改造証明書（☆）　・・・原動機付自転車を改造した際に記入してください。

【申請書等のダウンロード方法】

下二次元コードから世田谷区のホームページ（軽自動車等の登録・廃車）へアクセスし、ページの下部にある「添付ファイル」から必要書類をダウンロードできます。

問合せ先
世田谷区財務部課税課管理係
電話０３－５４３２－２１６３

原動機付自転車（125cc または 1.0kW 以下）の廃車手続きに必要なもの

原動機付自転車を手放された場合（譲渡や廃棄等）や世田谷区から転出された場合には、廃車手続きを行う必要があります。

原動機付自転車の廃車手続きを行わない場合、継続して前住所地で課税されてしまうなどのトラブルの原因となりますので、手続きをお願いします。

1　通常の廃車手続き（廃棄・譲渡・転出等）

（1）廃車申告書（原動機付自転車の廃車窓口及び世田谷区ホームページよりダウンロードすることができます。）

（2）世田谷区の標識（ナンバープレート）

※紛失等で標識が無い場合には、別途、弁償金として 200 円が必要です。

（3）世田谷区の標識交付証明書

※紛失等の場合には結構です。

（4）届出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

世田谷区では、区民の方の個人情報の保護を徹底するため、軽自動車税（種別割）の申告書を提出される際、窓口にて届出者の方のご本人様確認をさせていただいております。お手数ですが、ご理解ご協力をお願いいたします。

2　盗難による廃車手続き

盗難届を出していない場合及び盗難届を提出した事実が確認できない場合には、通常の手続きと同様になります。

（1）廃車申告書（原動機付自転車の廃車窓口及び世田谷区ホームページよりダウンロードすることができます。）

（2）盗難届の管轄警察署、受理番号及び受理年月日

※受理番号等を忘れてしまった場合は、盗難届を提出した警察署へご確認下さい。

3　その他

※世田谷区以外でナンバープレートを発行された原動機付自転車については、世田谷区でお手続きができません。

※譲渡で廃車と登録を同時に行う場合には、登録に必要な書類等も用意をしてください。

郵送による原付バイク(125cc または 1.0kW 以下)の廃車手続きについて

世田谷区では、ご事情により窓口にお越しいただけない場合、廃車の手続きは、郵送による申請を受付しています。

ただし、郵便事故等について、当区では責任を負いかねますので、郵送による原付バイクの廃車手続きにつきましては、お客様の責任において、お送りいただきますようお願いします。

廃車手続きに必要なもの

1.「廃車申告書」または、「廃車届」(ご自身で作成してください)

●「廃車申告書」は右側の二次元コード(世田谷区ホームページ)からダウンロードできます。

●「廃車届」を作成していただく場合は、下記の記入例をご参考のうえ作成してください。

※代理の方が廃車届を作成される際は、代理の方の住所・氏名・連絡先もご記入ください。

※標識の返納ができない場合は、盗難・紛失・破損等の理由をご記入ください。

記入例

廃車届

私、世田谷　太郎が所有する、「世田谷区　ほ　99999」について、廃車を届出します。

廃車理由:〇〇〇(廃棄・解体、譲渡、転出など)のため

世田谷　太郎

旧住所　世田谷区世田谷 4-21-27
新住所　神奈川県横浜市青葉区青葉台〇〇
連絡先　×××-△△△△-〇〇〇〇

2.「ナンバープレート」

※ナンバープレートが無く、お送りいただけない場合には、弁償金として「200 円の定額小為替」が必要になります。定額小為替は郵便局で購入できます。

(ただし、盗難で警察の盗難届が確認できる場合を除きます。この場合、警察署で盗難届出の年月日、受理番号、警察署名を電話で確認して申請書に記載してください。)

3.「標識交付証明書」(無くても可)

4. 110円切手を貼り、返信先を記入した「返信用封筒」

※受付した後、廃車申告受付書をご返送するために必要になります。

以上、ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

郵送先・問い合わせ先

〒154-8554　東京都世田谷区世田谷 4-21-27
電話 03－5432－2163(直通)
世田谷区役所　課税課　管理係
軽自動車税(種別割)担当